

イトウも棲めるまちづくり推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「イトウも棲めるまちづくり推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」と連携・協働を図りながら、イトウが安定して生息する流域環境を地域の価値として継承するとともに、イトウを指標とする自然環境の保全・再生及び創出やイトウを活用した地域振興や経済活性化に取り組み、持続可能な地域づくり及び健全な生態系ネットワークの形成に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会では、前条に掲げる目的に向け、以下の事項について協議する。

- 一 イトウを指標とした自然環境の保全・再生及び創出に関すること
- 二 イトウを活用した地域振興・経済活性化に関すること
- 三 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加、変更、解任することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とし、再任を妨げない。ただし、自治体、行政機関、関係団体等の委員に異動があった場合は後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の追加等は、会長が委員に確認の上、都度認めることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置く。会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故等があった時には、会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことがで

きる。

(専門部会等)

第7条 第3条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

2 専門部会においては、構成、運営上必要な事項及び協議事項等については、事務局が定めるものとする。構成員の任期は就任の日からおおむね2年間とする。

3 専門部会等は、協議事項について、その経過及び結果を協議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

2 協議会の議事要旨及び資料は、ホームページ等で公開するものとする。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が定める。

2 この規約の改正については、協議会において定める。

附 則

この規約は、令和7年8月12日から施行する。

(別表) イトウも棲めるまちづくり推進協議会 委員名簿

	氏名	所属等
学識者	卜部 浩一	北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場 さけます資源部 さけます管理グループ 研究主幹
	大光明 宏武	南富良野町教育委員会 主査(学芸員)
	木村 宏	北海道大学 観光学高等研究センター 客員教授
	中村 太士	北海道大学 名誉教授
	山田 朋人	北海道大学大学院 工学研究院 土木工学部門 河川・流域工学研究室 教授
関係団体	中野 信之	朱鞠内湖淡水漁業協同組合 代表理事組合長
	秋葉 健司	イトウ生態保全研究ネットワーク 代表
自治体	南富良野町長	
	幌加内町長	
行政機関	北海道開発局 札幌開発建設部 次長	
	北海道開発局 札幌開発建設部 空知川河川事務所長	
	北海道開発局 札幌開発建設部 滝川河川事務所長	
	北海道開発局 札幌開発建設部 雨竜川ダム建設事業所長	
	環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課長	
	林野庁 北海道森林管理局 上川南部森林管理署長	
	林野庁 北海道森林管理局 空知森林管理署北空知支署長	
	北海道上川総合振興局 旭川建設管理部 事業室 治水課長	